

広島県告示第四百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成三十年六月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	所在地	廃止年月日
西野薬局	竹原市西野町一九二五番地六	平成三〇年四月二〇日
百島診療所	尾道市百島町九七二番地	平成三〇年三月三十一日
おひさま薬局	尾道市新高山三丁目一七〇番地二三八	平成三〇年三月三十一日
オリーブ薬局市民前店	尾道市新高山三丁目一七〇番地二一四	平成三〇年三月三十一日
はたじき歯科	三次市島敷町八八〇番地三	平成三〇年四月一日
佐々木医院	東広島市八本松町原六七六九番地	平成三〇年三月三十一日
ゆかわ脳神経外科クリニック	東広島市西条土与丸五丁目九番三四号	平成三〇年三月三十一日
村瀬整形外科クリニック	東広島市黒瀬町檜原七八八番地一	平成三〇年四月一日
小早川歯科医院	東広島市西条町西条東山崎一二四三番地三	平成三〇年四月一日
八本松歯科医院	東広島市八本松東三丁目一〇番四一	平成三〇年三月三十一日
東広島薬局	東広島市西条西本町二番六〇号	平成三〇年四月一日
三津薬局	東広島市安芸津町三津四三九四番地一	平成三〇年三月三十一日
有限会社早田薬局	東広島市安芸津町三津四二五一番地七	平成三〇年三月三十一日
田口脳外科クリニック	廿日市市阿品三丁目二番一八号	平成三〇年三月三十一日
おきみ薬局	江田島市沖美町三吉二六三四番地	平成三〇年三月三十一日

しみずハート内科クリ
ニツク

安芸郡府中町大須三丁目八番五六号
大田ビル二〇一号

平成三〇年三月三十一日